

地域主権改革が目指すもの

総務委員会 専門員

しおみ まさゆき
塩見 政幸

現政権の重要政策に位置づけられている地域主権改革を実現させるため、今年の常会に地域主権改革関連法案が提出されたことに続き、6月には、今後2、3年の改革の工程を示す地域主権戦略大綱が閣議決定された。ここでは、戦略大綱の総論部分である「地域主権改革の全体像」から、地域主権改革が目指すものを考察したい。

戦略大綱では、「地域主権」は、地域主権改革の根底をなす理念として掲げられ、日本国憲法が定める「地方自治の本旨」や、国と地方の役割分担に係る「補完性の原則」の考え方と相まって、「国民主権」の内容を豊かにする方向性を示すものであるとされている。「地域主権」の意義を平易に言うなら、内閣総理大臣補佐官（地域主権等担当）（当時）の逢坂誠二衆議院議員が述べているように、「中央政府が分け与えるという意味での「分権」ではなく、「地域主権」は、主権者である国民がそれぞれいきいきと地域の中で暮らすことができる主権者中心の分権型社会をつくっていくという視点に立っている。学問的には必ずしも正しい言葉ではないかもしれないが、主権者である国民があって国家がある、そして地域があって国があるという意味だ。地域自らが国が持っている権限や財源や仕組みを剥がしとって地域の実態に合うかたちに変えていくというベクトルの向きも含めた、政治的なメッセージも込めた言葉だと理解してほしい。（『地域主権改革が日本を再生する』月刊ガバナンス』平成22年1月号15頁）といったものであろう。

次に、戦略大綱は、「地域主権改革は、単なる制度の改革ではなく、地域の住民が自らの住む地域を自らの責任でつくっていくという「責任の改革」であり、民主主義そのものの改革である」とする。従来、国の基準によって自治体の行政サービスの水準を確保してきたが、地域主権改革が進展し、権限が自治体に移行すれば、自治体ごとに行政サービスの水準が異なることになる。その際、行政サービスの水準を維持するため自治体の責任が問われることになる。委員会の質疑の中でも、保育所等の施設の最低基準をどう確保するかという問題が議論され、最低基準の確保には国の基準が必要であるとする意見に対して、原口一博総務大臣（当時）は、様々な決定権を地方自治体が持つことにより、権限とともに責任を行使することになり、より身近な行政に対して主権者は厳しいチェックができるとされており、自治体の住民のチェックで基準を確保すると答弁した。

確かに、地域主権改革における行政サービス維持については、原口大臣の答弁の内容は重要であるが、その前提として、優れた自治体の首長、議員が必要となるとともに、住民の意思がよく反映される自治体の組織・運営のシステムの構築が必要となろう。このようなことができれば、団体自治とともに住民自治が充実し、さらには国民主権の内容を豊かにすることにつながると期待できる。